

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の 次期中長期目標策定（第 1 回）

令和 4 年 11 月 22 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）の次期中長期目標期間における中長期目標、評価軸及び評価軸と関連する指標（以下「次期中長期目標等」という。）（いずれも原子力規制委員会共管部分）の案について、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会から意見聴取することの了承について諮るものである。

2. 背景

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づき、文部科学大臣及び原子力規制委員会（以下「主務大臣」という。）は QST の次期中長期目標期間における中長期目標を本年度内に策定する必要がある。（参考 1）

通則法第 35 条の 4 第 4 項に基づき、主務大臣は、中長期目標の策定に当たって研究開発に関する審議会から意見を聴くこととされている。このため、原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会から意見聴取しなければならない。（参考 1）

また、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）において、主務大臣は、中長期目標策定時に研究開発に関する審議会の意見を踏まえ適切な評価軸を設定するとともに、評価軸と関連する指標として、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）を示すこととされている。

3. 次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案

次期中長期目標（原子力規制委員会共管部分）の案について、主務大臣が本年 8 月に作成した「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の見直し内容について」（別添 1）、本年度第 49 回原子力規制委員会（令和 4 年 11 月 2 日）における原子力規制委員会と QST の意見交換等を踏まえて、別紙 1 のとおり作成した。

あわせて、評価軸及び評価軸と関連する指標（以下「評価軸等」という。）

の案について、別紙2のとおり作成した。

なお、現行（第1期）中長期目標と評価軸等（平成28年度から令和4年度まで）からの変更点は、別添2-1及び別添2-2のとおりである。

については、別紙1及び別紙2について、通則法第35条の4第4項に基づき、原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会に意見聴取を行うことについて了承いただきたい。

4. 今後の予定

令和4年12月中旬	原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会量子科学技術研究開発機構部会 ¹ において、 <u>次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案について審議</u>
令和5年 1月中旬	原子力規制委員会において次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の協議案を決定
2月上旬	主務大臣が次期中長期目標案について、総務省独立行政法人評価制度委員会に意見聴取するとともに、財務大臣へ協議 ※協議において、修正があれば内容に応じて対応した後に、また修正がない場合は協議案のまま で、次期中長期目標を決定
2月下旬	主務大臣からQSTに次期中長期目標を指示
3月上旬	QSTから主務大臣に次期中長期計画案を提出
3月下旬	原子力規制委員会において、次期中長期計画（原子力規制委員会共管部分）を認可することの決定
3月下旬	主務大臣が次期中長期計画を認可

<別紙、別添、参考>

別紙1	次期中長期目標（原子力規制委員会共管部分）の案
別紙2	評価軸及び評価軸と関連する指標（原子力規制委員会共管部分）の案
別添1	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の見直し内容について（原子力規制委員会共管部分）

¹ 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成27年政令第199号）第5条第1項により、量子科学技術研究開発機構部会を置いており、同第5条第6項により、審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

- 別添 2-1 現行（第 1 期）中長期目標（原子力規制委員会共管部分以外）の
原子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標における該当部分
の検討状況
- 別添 2-2 次期中長期目標等（原子力規制委員会共管部分）の案の現行（第
1 期）中長期目標等からの変更点
- 参考 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）
- 参考 2 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務
運営に関する目標（中長期目標）（原子力規制委員会共管部分）